

第43号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯に係る保育料の特例措置を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例
の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料の表中「3,250円」を「3,000円」に改める。

別表第1 2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表中「6,750円」を「6,000円」に、「6,600円」を「5,800円」に、「11,000円」を「6,000円」に、「10,800円」を「5,800円」に改める。

別表第1 3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表中「12,750円」を「9,000円」に、「12,500円」を「8,800円」に改める。

別表第1備考第4項第1号中「及び第45条」を「,第7条の2第4項及び第5項,第7条の3第2項並びに第45条」に改め,同表備考第8項中「次項において同じ」を「以下同じ」に改め,「この項及び次項において」を削り,同表備考第10項を同表備考第11項とし,同表備考第9項の次に次の1項を加える。

10 第8項の規定にかかわらず,特定被監護者等が2人以上いる支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割が非課税(保育の提供を受けるものの属する世帯にあっては市町村民税が非課税)である場合の保育料は,第2子が支給認定子どもである場合にあっては,0円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第1備考第4項の規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表第1の規定（備考第4項の規定を除く。）は、平成29年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1備考第4項の規定は、平成29年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯に係る保育料の特例措置を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) ひとり親世帯等に係る保育料の特例措置の拡充

(別表第1 1から3までの表関係)

ひとり親世帯等(※)の市町村民税所得割の額が77,101円未満に該当する場合における第1子の保育料を次のとおり改定する。

※ ひとり親世帯等とは、母子世帯若しくは父子世帯、障害者若しくは障害児と生計を一にする世帯又は生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

(太字は改正案, ()内は現行)

階層区分	軽減対象	教育の提供を受ける子どもの保育料月額 (円)	保育の提供を受ける子ども(満3歳以上)の保育料月額 (円)		保育の提供を受ける子ども(満3歳未満)の保育料月額 (円)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
市町村民税所得割額 48,600円未満	第1子		4,500 (4,500)	4,400 (4,400)	4,750 (4,750)	4,650 (4,650)

市町村民税 所得割額 48,600 円 以上 67,500 円 未満	第 1 子	第 1 子 3,000 (3,250)	6,000 (6,750)	5,800 (6,600)	7,500 (7,500)	7,350 (7,350)
市町村民税 所得割額 67,500 円 以上 77,101 円 未満	第 1 子		6,000 (11,000)	5,800 (10,800)	9,000 (12,750)	8,800 (12,500)

(2) 多子世帯に係る保育料の特例措置の拡充（別表第 1 備考第 10 項関係）

特定被監護者等が 2 人以上いる支給認定子どもの属する世帯の保育料について、教育の提供を受ける子どもの属する世帯にあつては市町村民税所得割が非課税、保育の提供を受ける子どもの属する世帯にあつては市町村民税が非課税である場合における当該世帯の第 2 子の保育料を無料（現行は半額）とする。

(3) 支給認定子どもの属する世帯の階層区分の認定に係る市町村民税所得割の額の算定について、寄附金税額控除における申告特例は適用しないものとする。

（別表第 1 備考第 4 項関係）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、改正後の規定（2(3)の規定を除く。）は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 改正後の規定（2(3)の規定を除く。）は、平成 29 年 4 月以後の月分の保育料について適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。
- (3) 2(3)の規定は、平成 29 年 9 月以後の月分の保育料について適用し、同年 8 月分までの保育料については、なお従前の例による。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料（国基準との比較）

1 教育の提供を受ける子どもの保育料（満3歳以上）

階層 区分	定義		改正案		現行	
			保育料月額（円）		保育料月額（円）	
			国基準(上限)	市（公立・私立）	国基準(上限)	市（公立・私立）
A	生活保護世帯等		0	0	0	0
B	市町村民税所得割非課 税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		ひとり親世帯等以外 の世帯	3,000	2,000	3,000	2,000
C 1	市町 村民 税所 得割 の額	77,100円以下 ひとり親世帯等	3,000	3,000	7,550	3,250
		ひとり親世帯等以外 の世帯	14,100	6,500	16,100	6,500
C 2	得割 の額	77,101円以上 211,200円以下	20,500	10,000	20,500	10,000
C 3		211,201円以上 301,000円以下	25,700	12,000	25,700	12,000
C 4		301,001円以上	25,700	15,000	25,700	15,000

2 保育の提供を受ける子どもの保育料（満3歳以上）

階層 区分	定義		改正案				現 行				
			保育料月額（円）				保育料月額（円）				
			国基準(上限)		市（公立・私立）		国基準(上限)		市（公立・私立）		
			保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ひとり親世帯等以外 の世帯	6,000	6,000	5,000	4,900	6,000	6,000	5,000	4,900	
C 1	市町 村民 税所 得割 の額	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,000	6,000	4,500	4,400	7,750	7,650	4,500	4,400
			ひとり親世帯等以外 の世帯	16,500	16,300	9,000	8,800	16,500	16,300	9,000	8,800
C 2	得割 の額	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,000	6,000	6,000	5,800	13,500	13,300	6,750	6,600
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外 の世帯	27,000	26,600	13,500	13,200	27,000	26,600	13,500	13,200
C 3	得割 の額	67,500円以上	ひとり親世帯等	6,000	6,000	6,000	5,800	13,500	13,300	11,000	10,800
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外 の世帯	27,000	26,600	22,000	21,600	27,000	26,600	22,000	21,600
		77,101円以上 97,000円未満		27,000	26,600	22,000	21,600	27,000	26,600	22,000	21,600
C 4		97,000円以上		41,500	40,900	28,000	27,500	41,500	40,900	28,000	27,500

	125,500円未満								
C 5	125,500円以上 169,000円未満			30,000	29,400			30,000	29,400
C 6	169,000円以上 251,000円未満			32,500	31,900			32,500	31,900
C 7	251,000円以上 301,000円未満	58,000	57,100	34,000	33,400	58,000	57,100	34,000	33,400
C 8	301,000円以上 397,000円未満	77,000	75,800	37,000	36,300	77,000	75,800	37,000	36,300
C 9	397,000円以上	101,000	99,400	41,000	40,300	101,000	99,400	41,000	40,300

3 保育の提供を受ける子どもの保育料（満3歳未満）

階層 区分	定義		改正案				現 行			
			保育料月額（円）				保育料月額（円）			
			国基準(上限)		市（公立・私立）		国基準(上限)		市（公立・私立）	
			保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
		ひとり親世帯等以外 の世帯	9,000	9,000	5,500	5,400	9,000	9,000	5,500	5,400

C 1	市町 村民 税所	48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	4,750	4,650	9,250	9,150	4,750	4,650
			ひとり親世帯等以外の世帯	19,500	19,300	9,500	9,300	19,500	19,300	9,500	9,300
C 2	得割 の額	48,600円以上	ひとり親世帯等	9,000	9,000	7,500	7,350	15,000	14,800	7,500	7,350
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	30,000	29,600	15,000	14,700	30,000	29,600	15,000	14,700
C 3		67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000	9,000	9,000	8,800	15,000	14,800	12,750	12,500
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	30,000	29,600	25,500	25,000	30,000	29,600	25,500	25,000
		77,101円以上 97,000円未満		30,000	29,600	25,500	25,000	30,000	29,600	25,500	25,000
C 4		97,000円以上 125,500円未満		44,500	43,900	35,500	34,800	44,500	43,900	35,500	34,800
C 5		125,500円以上 169,000円未満				43,500	42,700			43,500	42,700
C 6		169,000円以上 251,000円未満		61,000	60,100	54,500	53,500	61,000	60,100	54,500	53,500
C 7		251,000円以上 301,000円未満				60,000	58,900			60,000	58,900
C 8		301,000円以上 397,000円未満		80,000	78,800	71,000	69,700	80,000	78,800	71,000	69,700
C 9		397,000円以上		104,000	102,400	89,000	87,400	104,000	102,400	89,000	87,400

多子世帯に係る保育料の特例措置の拡充

特定被監護者等（※）が2人以上いる市町村民税所得割が非課税（保育の提供を受ける子どもの属する世帯は市町村民税が非課税）の世帯における第2子の保育料を無料とする。

※ 特定被監護者等とは、次のいずれかに該当する者であって、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。

- ① 支給認定保護者に監護される者（未成年者）
- ② 支給認定保護者に監護されていた者（未成年者であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者）
- ③ 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者）

18歳の年度

子ども・子育て支援法上の「子ども」



芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行					
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)					
1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料				1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料					
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (月額)	各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (月額)		
階層区分	定義			階層区分	定義				
A	生活保護世帯等			A	生活保護世帯等				
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円			ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円		
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等	<u>3,250円</u>
		211,200円以下	ひとり親世帯等	6,500円			211,200円以下	ひとり親世帯等	6,500円
		211,201円以上	ひとり親世帯等	10,000円			211,201円以上	ひとり親世帯等	10,000円
		301,000円以下	ひとり親世帯等	12,000円			301,000円以下	ひとり親世帯等	12,000円
C4		301,001円以上	ひとり親世帯等	15,000円	C4		301,001円以上	ひとり親世帯等	15,000円

改正案					現行						
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料					2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料						
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等		0円	0円	A	生活保護世帯等		0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円		
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円			ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円		
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円			ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円	
C2	割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,000円	5,800円	C2	割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,750円	6,600円
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	13,500円	13,200円			67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	13,500円	13,200円
C3	77,101円未満	77,101円未満	ひとり親世帯等	6,000円	5,800円	C3	77,101円未満	77,101円未満	ひとり親世帯等	11,000円	10,800円
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	22,000円	21,600円			77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	22,000円	21,600円
		77,101円以上	77,101円以上	22,000円	21,600円			77,101円以上	22,000円	21,600円	
	97,000円未満										

改正案					現行				
C4		97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円	C4		97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円
C5		125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円	C5		125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円
C6		169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円	C6		169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円
C7		251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円	C7		251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円
C8		301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円	C8		301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円
C9		397,000円以上	41,000円	40,300円	C9		397,000円以上	41,000円	40,300円

3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市	ひとり親世帯等	4,750円
		ひとり親世帯	9,500円

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市	ひとり親世帯等	4,750円
		ひとり親世帯	9,500円

改正案						現 行							
	町村民税所得		等以外の世帯				町村民税所得		等以外の世帯				
C2	割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円	C2	割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円		
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	14,700円			67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	14,700円		
C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円	C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	12,750円	12,500円		
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円			77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円		
		77,101円以上 97,000円未満			25,500円	25,000円			77,101円以上 97,000円未満			25,500円	25,000円
C4		97,000円以上 125,500円未満			35,500円	34,800円		C4	97,000円以上 125,500円未満			35,500円	34,800円
C5		125,500円以上 169,000円未満			43,500円	42,700円		C5	125,500円以上 169,000円未満			43,500円	42,700円
C6		169,000円以上 251,000円未満			54,500円	53,500円		C6	169,000円以上 251,000円未満			54,500円	53,500円
C7		251,000円以上 301,000円未満			60,000円	58,900円		C7	251,000円以上 301,000円未満			60,000円	58,900円
C8	301,000円以上 397,000円未満			71,000円	69,700円	C8	301,000円以上 397,000円未満			71,000円	69,700円		
C9	397,000円以上			89,000円	87,400円	C9	397,000円以上			89,000円	87,400円		
備考						備考							
1～3 (省略)						1～3 (省略)							
4 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。						4 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。							

改正案	現 行
<p>(1) 地方税法第314条の7, 第314条の8, 第314条の9, 同法附則第5条第3項, 第5条の4第6項, 第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。), 第5条の5第2項, <u>第7条の2第4項及び第5項, 第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 前項の規定にかかわらず, 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。<u>以下同じ。</u>)が2人以上いる支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満(保育の提供を受けるものの属する世帯にあっては57,700円未満)である場合の保育料は, 特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が支給認定子どもである場合にあっては, これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は, これを切り捨てた額)とし, 第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。</p> <p>9 (省略)</p> <p><u>10 第8項の規定にかかわらず, 特定被監護者等が2人以上いる支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割が非課税(保育の提供を受けるものの属する世帯にあっては市町村民税が非課税)である場合の保育料は, 第2子が支給認定子どもである場合にあっては, 0円とする。</u></p> <p><u>11 (省略)</u></p>	<p>(1) 地方税法第314条の7, 第314条の8, 第314条の9, 同法附則第5条第3項, 第5条の4第6項, 第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。), 第5条の5第2項<u>及び第45条の規定は適用しない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 前項の規定にかかわらず, 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。<u>次項において同じ。</u>)が2人以上いる支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満(保育の提供を受けるものの属する世帯にあっては57,700円未満)である場合の保育料は, 特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下<u>この項及び次項において</u>「第2子」という。)が支給認定子どもである場合にあっては, これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は, これを切り捨てた額)とし, 第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。</p> <p>9 (省略)</p> <p><u>10 (省略)</u></p>